専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年11月6日

東大和市長 尾崎 保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件名	損害賠償額	相手方
庁用自動車の物損事故 による損害賠償	147,008円	東京都羽村市神明台二丁目11番2号 医療法人社団 敬幸会 金子デンタル・クリニック 理事長 金子 義幸